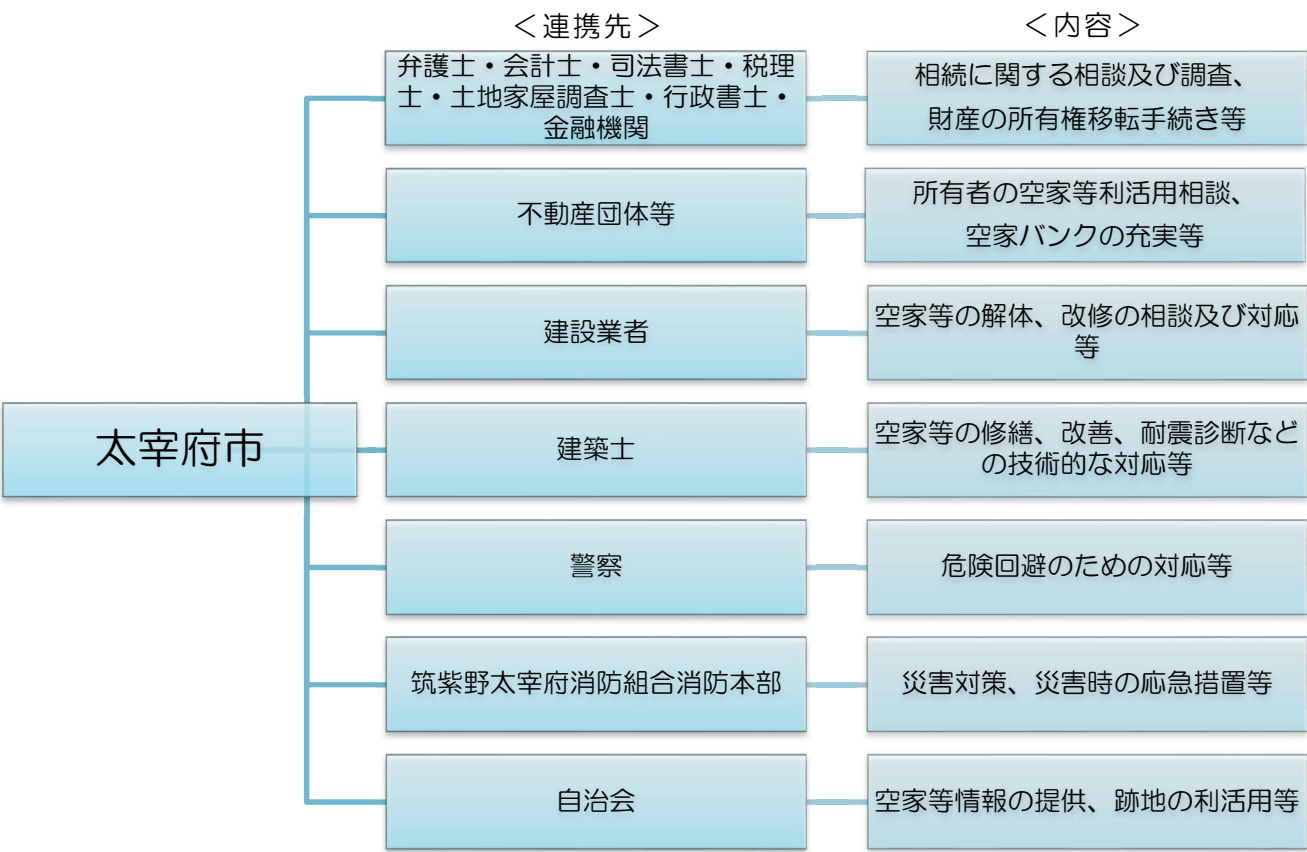


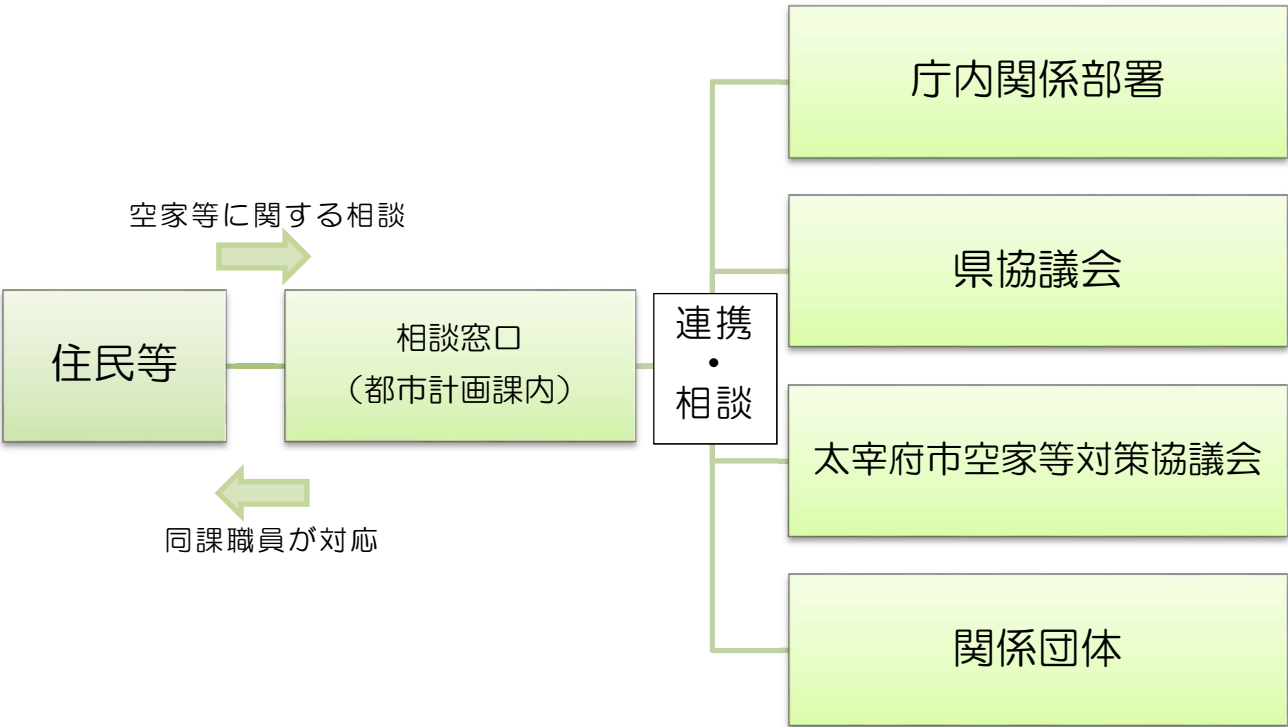
太宰府市空家等対策の実施体制（関係機関等との連携）について

1 計画での位置づけ

太宰府市空家等対策計画（以下「計画書」とする。）における関係機関等との連携については、計画書（P50）に記載されており、図解すると以下のとおりです。

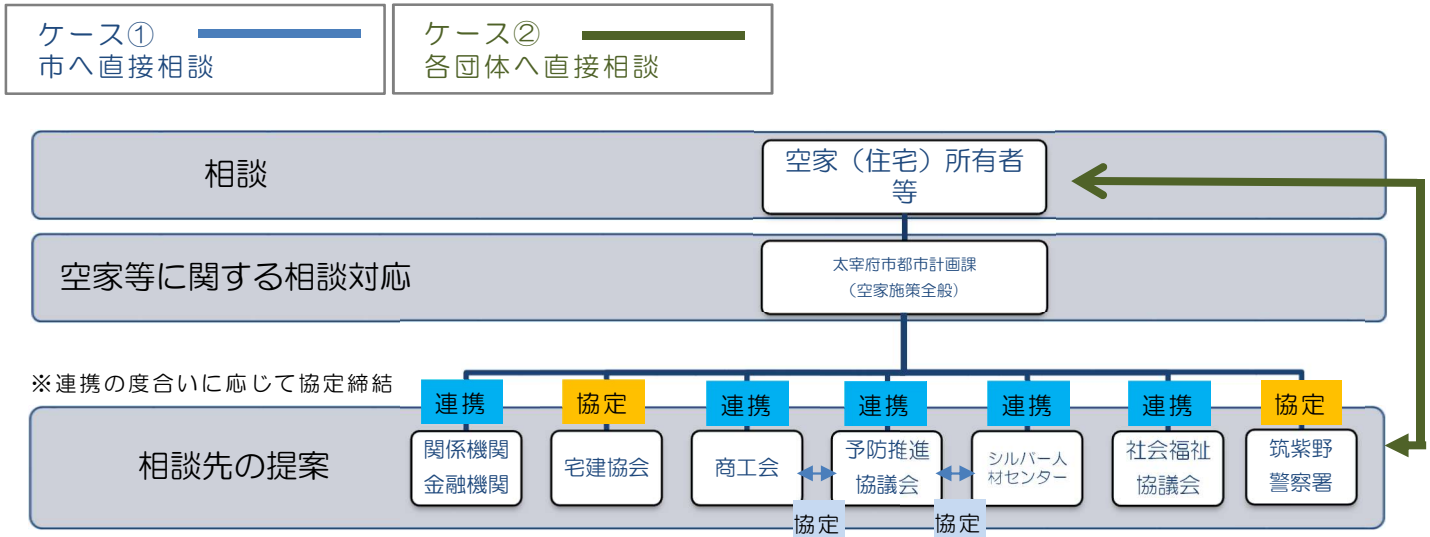


また、住民等から空家等に関する相談への対応については、図解すると以下のとおりです。



2 空家等対策に関する相関図

本計画の対象とする住まいの種類（計画書 P39）は、空家予防の観点も踏まえ「（空家にはなっていない住まいも含めた）全ての住まい」を対象としています。空家（住宅）問題は、困難となっている障壁が相続問題、財産管理、建物改修・解体、固定資産税、相隣関係など多岐にわたるため、連携先について多くの選択肢がある方が市民（空家所有者・住宅所有者）にとって望ましいと思われます。また相談者は市役所へ直接相談する場合と、既に設置されている各々の団体の窓口へ直接相談する場合が考えられ、下図については両方向でのアプローチを考慮しています。



3 具体的な連携先（協定締結や協力体制の構築など）

1）公益社団法人福岡県宅地建物取引業協会

相互に相談者の情報を共有しながら、連携・協力し空家等の適正な管理や活用を促進することと、市民生活へ悪影響を及ぼす空家等の発生を抑止し、生活環境の向上へ繋がります。

※宅建協会との協定締結済（令和2年10月23日協定締結及び調印式）

2）一般社団法人太宰府市空家予防推進協議会

平成30年6月に設立（令和2年10月に一般社団法人へ）。本市が実施した「来て良し、住んで良し」推進事業（H29～H31）の中で運営組織としてくらしの相談窓口を設置し、相談業務等を実施しています。平成30年度から3か年継続して国土交通省「空き家対策の担い手強化・連携モデル事業」の採択を受け、自治会への空家に関する勉強会の継続的な実施や、平成31年度（令和元年度）実施した空家サミットでは国土交通省より担当者を招いての企画を実施。空家ではない物件に対する空家予防啓発等を行うことが期待されます。

3）警察

相互に連携・協力・情報共有することで、空家等を利用した犯罪の未然防止や、危険回避のための対応等に繋がります。また、令和元年度第6回福岡県空家対策連絡協議会において、福岡県警本部生活安全部総務課から空家情報の共有について呼びかけがあり、個別に市町村に情報共有について依頼を行っています。

※筑紫野警察署との協定締結済（令和3年3月18日協定締結及び調印式）

4）関係機関、団体

司法書士会、弁護士会、建築士会、金融機関などの関係機関と連携・協力することで、空家所有者の悩みとなっている相続、登記、耐震リフォーム、融資相談等の相談体制の充実を図ることができます。